

○飯塚市郵便入札試行実施要領

平成30年3月20日

飯塚市告示第66号

改正 H31-125、R5-110

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市が発注する建設工事、業務委託、修繕及び物品の供給について、郵便により行う入札(以下「郵便入札」という。)の試行に関し、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号。以下「規則」という。)等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R5-110一改)

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、飯塚市が発注する建設工事、業務委託、修繕及び物品の供給のうち、市長が郵便入札で行う旨を入札公告等で指定した案件とする。

(H31-125、R5-110一改)

(入札の通知)

第3条 市長は、郵便入札に付す場合は、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) 開札日時及び場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要と認める事項

(入札書の提出方法)

第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書を、入札書の提出期限までに市長が指定する宛先に到達するよう郵送で提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は市長が指定する場所に持参して提出することができる。

(R5-110一改)

2 郵送の方法は一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、郵送に係る費用は入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

3 入札書は、次の各号に掲げる事項を記載した封筒に入れ封印し、提出しなければならない。

- (1) 宛先
- (2) 入札件名
- (3) 差出人の住所、商号又は名称及び代表者名

(4) 入札書を在中した旨

4 提出した入札書の差替え又は撤回は、認めないものとする。

(入札の無効)

第5条 規則第21条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 前条第2項に定める方法によらずに提出された入札

(2) 封筒及び入札書に入札件名等の必要事項が記載されていない入札

(3) 封筒と入札書の記載内容が一致しない入札

(4) 2枚以上の入札書が一つの封筒に入れられて提出された入札

(開札の立会等)

第6条 市長は、郵便入札に付す場合は、次の各号に該当する者を開札の立会人として選任し、入札立会依頼書により立会を依頼するものとする。ただし、選任した者があらかじめ入札及び立会の辞退を申し出た場合は、第4項に規定する傍聴人がいるときは、この者を立会人に指名することができるものとし、いないときは当該入札業務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(1) 主に市内業者を対象とする対象業務については、選任した回数を考慮して総合点数の上位業者から2者

(2) 主に市外業者を対象とする対象業務については、別表に定める順位に該当する2者

2 立会人に選任された者は、代理人をもって開札に立ち会う場合には、委任状を市長に提出しなければならない。

3 開札日時になっても立会人が現れない場合は、次項の傍聴人がいるときは、この者を立会人に指名することができるものとし、いないときは当該入札業務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 当該入札に参加する者が、傍聴を希望する場合は、傍聴を認めるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、立会人を依頼せず、当該入札業務に関係のない職員を立ち合わせるすることができるものとする。

(H31-125、R5-110一改)

(開札)

第7条 開札は、対象業務ごとにあらかじめ定めた日時及び場所において、立会人の前で行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

3 前項の場合において、くじは、くじを引く順番とくじ対象者の番号を決めるくじ

を立会人に引かせるものとし、落札者を決定するくじは執行官が引くものとする。  
ただし、くじを引かない者がいる場合は、当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第8条 市長は、郵便入札において郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認める場合は、入札の延期、中止又は取消しを行うことができる。

(落札の通知)

第9条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとし、併せて、入札結果を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日 告示第125号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日 告示第110号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

立会人選任順位表

指名する業者の数	指名選考順位
5以下	1・2
6～10	5・6
11～15	10・11
16～20	15・16